



弁護士による法律相談

■ 相談日	12月19日（金）
■ 時間	13時30分～15時30分
■ 場所	保健センター（役場となり）3階図書室
○ 対象	町内在住または在勤の方
○ 要予約	先着6人まで
○ 予約先	総務課 ☎ 42-21112
○ 相談料	無料
○ 相談時間	1人20分

心配ごと相談

■ 相談日	12月4日（木）・11日（木）
■ 時間	9時～12時
■ 場所	一宮町社会福祉協議会
☎ 42-3424	◎ どなたでも相談できます。秘密は守られます。

東上総県民センター法律相談

■ 予約日	12月12日（金）
■ 相談日	12月19日（金）
○ 相談料	無料
○ 相談時間	1人30分
■ 場所	茂原市茂原1102-1長生合同庁舎会議室
■ 申込み・問合せ	東上総県民センター県政情報課 ☎ 25-7830

※予約は予約日の9時から電話で受付します。申込み順で6人までです。
なおキャンセル待ちを2人まで受付します。

◎千葉県弁護士会から派遣された弁護士が相談を受けます。
※民事または家事で、訴訟や調停など裁判所が関与していないものに限ります。
なお、相談は1人1回までです。

町長室開放日

毎月第2木曜日に町長室開放日を行います。

町長室開放日は、町民の皆さんのが日ごろ感じている町政に対する提言・要望・意見など「生の声」を直接、町長がお聴きし、今後の町政に反映させていくためのものです。

12月の町長室開放日
12月11日（木）13時～17時

■ 電話予約のうえ、お越し下さい。
■ 申込み・問合せ
総務課広報管財係 ☎ 42-2112

特設人権相談・行政相談の開設

茂原人権擁護委員協議会と千葉地方法務局茂原支局では、人権週間にちなみ、次とおり行事を行います。あわせて行政相談も行いますので、お気軽に問い合わせください。

■ 相談日

12月4日（木）

■ 時間

10時～15時

■ 場所

保健センター（役場となり）3階図書室

■ 相談員

人権擁護委員・法務局職員・行政相談員

■ 対象

町内在住または在勤の方

■ 開設内容

家庭や人権上の問題や悩みこと、行政に関する相談など。

■ 問合せ

一宮町福祉健康課 ☎ 42-1431

一宮保育所親子教室

情報交換やお友達づくりの場として、おしゃべりのほか紙芝居、手遊び、ダンスなど毎回テーマを決めて行います。

■ 日時

12月11日（木）1・2歳児対象（20組）

12月18日（木）3歳児以上対象（20組）

9時45分～10時 受付

10時～11時 親子あそび

■ 場所

一宮保育所2階ホール

■ 予約

10時～13時（土・日・祭日除く）

一宮保育所 ☎ 42-3211

（東方沖地震 昭和62年12月17日発生）

午前9時～正午まで

16区・海岸区内の避難所

16区・海岸区

■ 対象

16区・海岸区

■ 訓練内容

津波避難訓練・救急実技講習

■ 問合せ

総務課行政係

☎ 42-2112

防災訓練の実施について

町では、一宮町に津波が発生したことを想定して次のとおり防災訓練を実施します。

当日は、防災無線で町内全域に訓練の放送を流しますので、ご注意ください。

日 時 12月17日（水）午前9時～正午まで

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	13
7	8	9	10	11	12	20
14	15	16	17	18	19	26
21	22	23	24	25	27	31

男女共同参画セミナーの開催

「障害者・高齢者の人権・法律
110番」電話相談の開催

平成21年度 千葉県農業大学校の学生募集

合格発表

A日程	平成21年1月21日（水）
B日程	平成21年3月10日（火）

■日時 12月6日（土）
13時30分～15時30分

■会場 長南町農村環境改善センター
定員 100人（要予約）

■参加費 無料

■内容 「高齢社会を支える地域の輪」
講演 千葉県高齢者保健福祉計画策定作業部
会副会長 池田 徹氏

「高齢社会を支える地域の輪」
講師 池田 徹氏
(千葉県高齢者保健福祉計画策定作業部
会副会長)

申込み 電話またはメールで氏名・性別・住所・
電話番号をお知らせ下さい。
※お子様（2歳以上就学前）の託児を希望される方は、お申込み時に予約して下さい。

■締切日 11月28日（金）

■申込み・問合せ先 千葉県民共生センター
☎ 043-2252-8036

前日までに千葉県弁護士会に電話で予約された方については無料で弁護士会にて面談に応じます。
千葉県弁護士会
☎ 043-227-8431

■相談内容 障害者・高齢者に関する人権問題、法律問題（財産問題、金銭問題、家族問題等）全般について弁護士が対応。行政的な問題に備えて千葉県障害福祉課から担当者を派遣の予定です。



狩猟はマナーを守って

■狩猟期間は、11月15日から2月15日です。狩猟者はマナーを守り、安全な狩猟に努めましょう。

■野外で活動する場合は、目立つ服装を着用したりラジオを携帯したりするなど、事故防止の対策を行いましょう。

■問合せ 千葉県庁自然保護課
☎ 043-223-2972

野鳥の捕獲・飼育の禁止

野鳥は法律で捕獲・飼育が禁止されています。狩猟や特別な許可を受けた場合以外は捕獲・飼育することができません。

野鳥の保護にご協力ください。

■A日程 平成20年12月22日（月）
～平成21年1月7日（水）
B日程 平成21年2月13日（金）
～2月23日（月）
※土、日、祝祭日及び平成20年12月29日
～平成21年1月3日を除く

■問合せ 環境課
☎ 42-1424

作物学・園芸学・畜産学・農業経営学
から二科目、面接
願書受付
(農学科)
国語、農業科学基礎・生物I・化学I
から一科目、面接
(研究科)

○稻わら、草、伐採した枝など農業、林業を営むためやむを得ないもの。
○落ち葉たきなど日常生活を営む上で軽微なもの。
○風俗習慣上、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。
(例)「どんと焼き」などの地域行事における不要となつた門松、しめ縄など。

注意!!
野焼きを行つ際は、民家の少ない所で風向きや燃やす時間帯などを考え、地域の方に迷惑のかからないようお願いします。
とくに草や木などはよく乾燥させてから焼却してください。